

答申(個)第7号
平成21年(2009年)1月8日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会長 道幸哲也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成20年9月25日付け、札中央戸第5085号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

戸籍証明請求書の個人情報一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った戸籍証明請求書の個人情報一部開示決定処分（以下「原決定」という。）について、諮問庁がなお非開示とすべき部分を非開示とすることは妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成20年1月31日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、「自分の住民票等証明請求書、印鑑登録証明請求書及び戸籍証明請求書（平成19年10月1日から20年1月31日まで）」について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 一部開示決定

本件請求に対し、諮問庁は、条例第16条第7号オに該当することを理由として原決定を行い、平成20年2月15日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、平成20年2月26日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てをした。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件請求に対して諮問庁が行った原決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本人非承知のうえで発行された戸籍証明書が悪用された懸念が大きいことから、開示すべきである。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報は、本件請求に対して非開示とされた次の情報である。

戸籍謄本交付請求書中の受付年月日、受付番号、文書番号、文書の発行日付、請求者所在地、請求者名、公印、照会事由の記載部分

2 本件異議申立ての対象となる個人情報の一部を非開示とする理由について

- (1) 非開示部分は、対象文書を作成した公的機関に属する職員の職名及び氏名、当該公的機関の名称が明らかになる記載（公印及び契印を含む。）並びに戸籍謄本などの交付請求が公的機関の職務上の必要性から行われることを明らかにするための根拠法令が記載されているところ、当該公的機関の性質、当該根拠法令の種類等から判断して、これらを明らかにすることにより、当該公的機関が行う当該根拠法令に基づく事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第16条第7号オに掲げる情報に該当すると判断し、非開示とした。
- (2) しかし、本件異議申立てを受けて再度検討した結果、受付年月日、受付番号及び文書の発行日付については、これらを開示しても、請求元である公的機関が明らかとはならず、当該部分は条例第16条第7号オに掲げる情報に該当しないため、当該部分については開示することとした。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、諮問庁が本件諮問にあたり、上記第4の2(2)のとおり開示するとしている部分を除き、諮問庁がなお原決定を維持すべきとする部分について、以下、検討する。

2 当審査会の検討の対象となる個人情報

本件異議申立てに対して当審査会の検討の対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、本件異議申立てを受けて諮問庁がなお非開示とすべきとした次の情報であると認められる。

戸籍謄本交付請求書中の文書番号、請求者所在地、請求者名、公印、照会事由の記載部分

3 条例第16条第7号オの該当性について

- (1) 本号オは、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、本号アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。
- (2) 本件対象個人情報は、請求元である公的機関（以下「請求機関」という。）が法令に基づく事務を行う上で必要な情報について戸籍謄本の交付を請求していることから、請求機関の事務に関する情報であると認められる。また、本件のような戸籍謄本の請求は、戸籍法（昭和22年法律第224号。ただし、「戸籍法の一部を改正す

る法律」(平成19年法律第35号)による改正前のもの)第10条及び戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第11条の規定により、国等の職員が職務上請求する場合に認められるものであることから、正当な戸籍謄本の請求行為であるといえる。

また、請求機関は、本件対象個人情報本人に開示されないことを前提として事務を行っており、諮問庁が開示決定に当たり請求機関に対して意見書を求めた中でも、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、全部を非開示とする意思を表示している。当審査会としても、諮問庁が開示すべきとした部分を除き、原決定を維持すべきとする部分については、当該意見で非開示の意思を表示していることに相当の理由があると認められることから、本件対象個人情報は本号オに該当すると判断する。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成20年9月25日	諮問書及び諮問庁の一部開示理由説明書を受理
平成20年11月18日 (第68回審議会)	審議(事案の経過・概要等、諮問庁からの事情聴取)
平成20年12月25日 (第70回審査会)	審議
平成21年1月8日	答申